

令和8年度の「香川型指導体制」について

1 要旨

香川型指導体制は、学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題に積極的に対応し、すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図ることを目指し、**小・中学校における35人学級の実施**、**小学校における教科担任制の拡充**の2つの柱からなる本県独自の指導体制として実施しています。

2 内容

小・中学校における35人学級の実施

小学校及び中学校1年生は、義務標準法に基づき、編制基準が35人です。
中学校2・3年生においても、本県の編制基準を35人とし、定数配置します。

小学校における教科担任制の拡充

小学校において、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るために、3～4教科において、高学年は週8時間程度、中学年は週5～6時間程度、専科担当教員による専門的な指導に必要な加配措置をします。

加えて、学級経営の安定を図り、学力向上の基盤となる生活規律や学習習慣の指導の徹底や基礎学力の定着を図る指導の充実のため、特別な支援を要する児童生徒や生徒指導上の課題のある児童生徒への対応等についても充実を図ります。

① 少人数指導

小学校の4教科、中学校の5教科を対象とし、学校が実情に応じて、実施教科の選択や指導形態の工夫を行い、20数人程度の少人数指導等を実施できるようにします。

② 特別支援学級支援・特別支援教育サポーター

主に、知的及び自閉・情緒学級において「1学級あたりの構成学年数」が多い等の、学級運営が困難な学校に対し、授業者となる教員を加配し、適切な教育課程の編成に努めます。

また、特別支援教育サポーターを配置し、支援体制の充実を図るとともに、保護者との信頼関係の構築や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行うことで、校内体制を整備し、組織的な対応により特別支援に関する課題を克服できるようにします。

③ 生徒指導対応

小・中学校での問題行動多発化に見られる荒れ等に対応し、円滑な授業実施のため、学年・学校全体に日常的に関われる教員を配置し、組織体制による指導を実施できるようにします。